

計量器（はかり）定期検査のご案内

最初は正確な計量器であっても、年数や使用環境によって誤差が生じる場合があります。

そこで定期的な検査を実施することで計量器の精度を確保し、適正な計量をしていただくために「計量法」で定められているのが計量器の定期検査です。

取引や証明に使用している計量器は、2年に1度の定期検査を受検することと定められており、検査を受けないまま使用されますと、計量法違反となりますので、必ず受検いただきますようお願いいたします。

◆2年に1度の定期検査を受検しましょう！

奈良県では春と秋に各市町村を巡回して定期検査を実施しています。

検査会場や日時の詳細については計量検定室までお問い合わせください。

定期検査日程表 <http://www.pref.nara.jp/31708.htm>

※計量検定室では持込検査を随時行っています(平日 9:00～12:00 / 13:00～16:00)

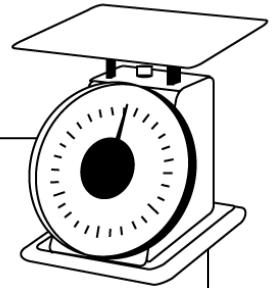
【奇数年度】(春期) 五條市 生駒市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
高取町 明日香村 天川村 野迫川村 十津川村

(秋期) 大和高田市 桜井市 葛城市 上牧町 王寺町 広陵町 河合町

【偶数年度】(春期) 大和郡山市 天理市 山添村 川西町 三宅町 田原本町

吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

(秋期) 橿原市 御所市 香芝市 宇陀市 曽爾村 御杖村



◆取引や証明用には「検定証印」または「基準適合証印」の付されたはかりを使用しなければなりません！

取引や証明にあたる例

- ・商店などで商品の売買に使うはかり
- ・病院や学校等で健康診断、体重測定に使うはかり
- ・薬局で調剤用に使うはかり
- ・農産物直売所等で計り売りのために使うはかり



検定証印



基準適合証印

上記の例以外にも、取引や証明に使用するはかりは検定証印、

または基準適合証印の付いたはかりを使用し、定期検査を受けることが計量法により定められています。

ヘルスマーター等の家庭用計量器は、取引や証明には使用できません。

家庭用計量器マーク



◆はかりは正しく使いましょう！

- ・はかりを置いている台は傾いていたり、グラグラ揺れたりしませんか？
- ・水平は合っていますか？（水平器を確認してください）
- ・ゼロ調節はありますか？ 風袋引は間違っていないですか？
- ・日常点検を実施しましょう



ご質問や、ご相談は計量検定室まで連絡下さい。

奈良県産業振興総合センター計量検定室
〒630-8031 奈良県奈良市柏木町 129-1
TEL : 0742-30-4705 FAX : 0742-36-8517

定期検査の対象となる主な計量器の検査手数料

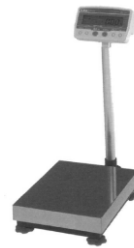
(奈良県産業振興総合センター手数料条例)

電気式はかり

ひょう量	100kg以下	…	1,400円
”	250kg以下	…	1,800円
”	500kg以下	…	2,200円



調剤用はかり

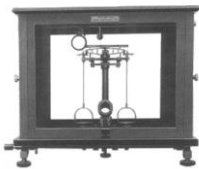


体重計



業務用等

機械式はかり



◆ 手動天秤 (天)
600円



◆ 等比皿手動はかり (上天)
600円



◆ 不等比皿手動はかり (上桿)
550円



◆ 手動指示併用はかり (併)
550円



◆ 手動指示併用はかり
(分銅内蔵型)
500円



◆ 手はかり (手)
250円

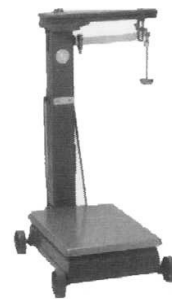


◆ 棒はかり (棒)
260円



◆ ばね式指示はかり (ばね)

ひょう量	100kg以下	…	500円
”	250kg以下	…	900円
”	500kg以下	…	1,500円



◆ 台手動はかり (台)

ひょう量	100kg以下	…	550円
”	250kg以下	…	950円
”	500kg以下	…	1,550円

はかりの定期検査にかかる手数料は「はかりの種類」と「ひょう量 (計量できる最大値)」によって定められています。